

平成 2 2 年伯耆町
第 2 回定例会
条例等議案説明資料概要



平成 2 2 年 6 月第 2 回定例会資料

伯耆町 総務課

議案説明資料

提出課：住民課

議案名等	専決処分について（伯耆町税条例の一部を改正する条例）											
（提案理由及び概要）												
1 理由	第174回通常国会において平成22年3月24日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立し、同年3月31日付で公布となった。これに伴い、伯耆町税条例の一部改正を専決処分し、平成22年度の税制改正に対応するもの。											
2 概要（主な改正内容）	<p>（1）個人住民税関係</p> <p>扶養控除の改正（所得税は平成23年から。住民税は平成24年度から）</p> <table border="0"><tr><td>年少扶養控除（16歳未満）</td><td>33万円</td><td>0円</td></tr><tr><td>特定扶養控除（16歳以上19歳未満）</td><td>45万円</td><td>33万円</td></tr></table> <p>子ども手当、高校無償化に伴う制度改正</p> <p>伯耆町影響額：住民税増額が最高で5,000万円程度 （該当者を年少扶養控除1,400名、特定扶養控除350名で試算）</p> <p>（2）たばこ税関係</p> <p>平成22年10月から健康上の観点等により税率を引上げ。</p> <p>市町村たばこ税分（1,000本当たり）</p> <table border="0"><tr><td>3,298円</td><td>4,618円（1本当たり1.32円増）</td></tr></table> <p>国税分・地方税分を合わせれば1本につき3.5円の引上げ。</p> <p>最終的な小売価格は、1本当たり5円価格上昇が見込まれる。</p> <table border="0"><tr><td>小売価格（20本入り）</td><td>300円</td><td>400円</td></tr></table>	年少扶養控除（16歳未満）	33万円	0円	特定扶養控除（16歳以上19歳未満）	45万円	33万円	3,298円	4,618円（1本当たり1.32円増）	小売価格（20本入り）	300円	400円
年少扶養控除（16歳未満）	33万円	0円										
特定扶養控除（16歳以上19歳未満）	45万円	33万円										
3,298円	4,618円（1本当たり1.32円増）											
小売価格（20本入り）	300円	400円										
3 専決処分日	平成22年3月31日											
4 施行期日	平成22年4月1日											

議案説明資料

提出課：住民課

議案名等	専決処分について（伯耆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）															
（提案理由及び概要）																
1 理由 第174回通常国会において平成22年3月24日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立し、同年3月31日付で公布となった。これに伴い、伯耆町国民健康保険税条例を専決処分し、平成22年度の税制改正に対応するもの。																
2 概要（主な改正内容）																
（1）賦課限度額の改正 中間所得者層被保険者の負担軽減に配慮し、基礎課税分（3万円増）及び後期高齢者支援金分（1万円増）を合わせた合計4万円の引上げ。 伯耆町影響額（21年度ベース）：27世帯×4万円＝108万円																
賦課限度額																
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>基礎課税分</th><th>後期高齢者支援金分</th><th>介護納付金分</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>現行</td><td>47万円</td><td>12万円</td><td>10万円</td><td>69万円</td></tr><tr><td>改正後</td><td>50万円</td><td>13万円</td><td>10万円</td><td>73万円</td></tr></tbody></table>		基礎課税分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計	現行	47万円	12万円	10万円	69万円	改正後	50万円	13万円	10万円	73万円
	基礎課税分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計												
現行	47万円	12万円	10万円	69万円												
改正後	50万円	13万円	10万円	73万円												
（2）非自発的失業者の国民健康保険税軽減について 非自発的失業者の国民健康保険税について、保険税算定基準の前年給与所得を30/100に圧縮して算定する。 期間は失業時から翌々年度末まで。 非自発的失業者の定義 ・ 雇用保険の特定受給者資格者（倒産、解雇などにより離職した者） ・ 雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどにより離職した者） として失業等給付を受ける方。 各市町村は、雇用保険受給資格者証（ハローワーク発行）に記載された離職理由により対象者を確認し、申請により国保税の軽減をおこなう。																
3 専決処分日	平成22年3月31日															
4 施行期日	平成22年4月1日															

議案説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由</p> <p>地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正等を踏まえ、配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業等の承認の請求を可能とする等、所要の改正を行うもの。</p> <p>2. 概要</p> <p>《伯耆町職員の育児休業等に関する条例の一部改正》</p> <p>配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を請求することができる。 子の出生の日から57日間以内（産後8週間を経過する日の翌日までの間）に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができる。</p> <p>《伯耆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正》</p> <p>配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができる。 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をしないことを承認しなければならない。</p> <p>【参考】育児・介護関係での人事院規則改正</p> <p>育児・介護関係では人事院規則の改正も実施されており、本町においても、規則改正により対応する予定。 (主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none">・子の看護休暇の改正（取得要件の拡大、取得日数の拡大）・短期介護休暇の新設 <p>3. 施行期日 平成22年6月30日</p>	

議案説明資料

提出課：地域再生戦略課

議案名等	伯耆町型バス事業に関する条例の一部改正について
------	-------------------------

(提案理由及び概要)

(伯耆町型バス事業に関する条例の一部改正については否決されました)

1. 理由

伯耆町型バス事業のうち外出支援サービス事業について、料金改定を行う。

外出支援サービス事業については、平成19年度から年800人前後の利用者で推移している。

10kmを超える町外の利用者については約35%を占めており、増加も見込まれる。

利用者の交通手段を確保する一方、タクシー料金との格差を考慮すると、利用者への応分の負担を求める必要があり、概ねタクシー料金の1/2程度の料金設定とする。

なお、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者に対する料金免除措置は廃止する。

(被保護者の状況によって、利用料金が生活保護費の支給対象となる。)

「伯耆町型バス事業に関する条例」から「伯耆町地域交通事業条例」に改正する。

2. 概要

改正後				改正前			
別表第2(第5条関係) 伯耆町型バス事業の使用料				別表第2(第5条関係) バス事業の使用料			
事業区分	利用者の区分	使用料		事業区分	利用者の区分	使用料	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
外出支援サービス事業	町内に居住する高齢者及び障害者等で、伯耆町外出支援サービス事業実施要綱(平成17年告示第51号)に定める者	町内片道		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者	無料		
		町外片道	5キロメートル未満		1回当たり 200円	上記以外の者	町内 片道1回当たり 200円
			5キロメートル以上 10キロメートル未満		1回当たり 500円		町外 片道1回当たり 0～5km未満 200円
			10キロメートル以上 15キロメートル未満		1回当たり 1,000円		5～10km未満 400円
			15キロメートル以上 20キロメートル未満		1回当たり 1,500円		10～15km未満 600円
			20キロメートル以上 25キロメートル未満		1回当たり 2,000円		15～20km未満 800円
			25キロメートル以上 30キロメートル未満		1回当たり 2,500円		20～25km未満 1,000円
			(略)		(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

3. 施行日

平成22年10月1日

議案説明資料

提出課：総合福祉課

議案名等	伯耆町国民健康保険条例の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由</p> <p>「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行(平成22年5月19日施行)に伴い、国民健康保険法の条の移動が生じたため、引用する条を改めるもの。</p> <p>2. 概要</p> <p>国、県及び町が費用をそれぞれ負担する保健事業の実施を定めた規定(第7条)において引用する国民健康保険法の条の移動が生じたため、引用する条を改める。</p> <p>3. 施行期日等</p> <p>公布の日から施行する。</p>	